

第80回(第81回冬季)国民スポーツ大会
近畿ブロック大会担当者説明会

資 料



日時：令和8年4月27日（月）17:30～
会場：滋賀県農業教育情報センター4F 第3研修室

第 80 回（第 81 回冬季）国民スポーツ大会近畿ブロック大会総則

1 開催趣旨

本大会は、近畿地区住民のスポーツに対する関心を深め、スポーツ活動の促進を図るとともに、体力向上と競技水準を高め、併せて大会を通じて親善と交友を深め、健康的で文化的な生活の確立に寄与することを目的とする。

2 主 催

公益財団法人日本スポーツ協会
近畿 2 府 4 県スポーツ協会
滋賀県、京都府教育委員会、大阪府教育委員会、兵庫県、奈良県、和歌山県
近畿地区実施競技団体

3 共 催

会場地市町・同教育委員会

4 後 援

スポーツ庁

5 主 管

第 80 回（第 81 回冬季）国民スポーツ大会近畿ブロック大会滋賀県実行委員会
滋賀県実施競技団体

6 実施競技（31 競技）

大会別	競技数	実施競技名
第80回大会	30競技	水泳（水球・アーティスティックスイミング）、サッカー、テニス、ローイング、ホッケー、バレーボール（6人制・ビーチバレーボール）、体操（競技・新体操・トランポリン）、バスケットボール、ウエイトリフティング、ハンドボール、ソフトテニス、卓球、軟式野球、馬術、フェンシング、柔道、ソフトボール、バドミントン、弓道、ライフル射撃、剣道、ラグビーフットボール、スポーツクライミング、カヌー（SL/WW・SP）、アーチェリー、空手道、銃剣道、なぎなた、ボウリング、ゴルフ
第81回冬季大会	1競技	アイスホッケー

7 会期及び会場地

- （1）第 80 回国民スポーツ大会近畿ブロック大会 基準日は令和 8 年 8 月 14 日（金）から 8 月 16 日（日）までとする。
- （2）第 80 回（第 81 回冬季）国民スポーツ大会近畿ブロック大会 日程および会場は別紙「大会日程・会場一覧」のとおりとする

8 競技方法

競技別実施要項による。

9 参加資格

選手及び監督の参加資格については、第 80 回（第 81 回冬季）国民スポーツ大会実施要項総則 5 及び競技別実施要項に示された資格とする。

10 表彰

第80回(第81回冬季)国民スポーツ大会近畿ブロック大会会長名で、競技種別又は種目の第1位から第3位までに表彰状を授与する。

11 参加申込み方法

(1) 各府県競技団体は、国スポ参加申込システム近畿ブロック大会申込ページ(所定のWebページ)にアクセスし、必要事項を入力の上、所属府県スポーツ協会を通じて、定められた期限までに申込手続きを完了すること。期限を厳守すること。
(公印は省略とする。)

(2) 参加申込手続き時に、第80回国民スポーツ大会実施要項総則5(2)ア(ウ)に該当するふるさと選手が出場する場合は、競技団体毎に所定のWebページから「ふるさと申込書」に必要事項を入力の上、定められた期限までに申込手続きを完了すること。
(近畿ブロック大会参加者のみでもよい。)

(3) 第80回(第81回冬季)国民スポーツ大会近畿ブロック大会滋賀県実行委員会事務局は、滋賀県実施競技団体に参加申込情報を送信する。その際、個人情報については十分留意すること。

(4) 参加申込み期限

申込締切競技別	競 技	期 日
本大会第1次申込締切競技	カヌー(SL/WW) ゴルフ	令和8年5月27日(水)
	ライフル射撃	令和8年6月12日(金)
	体操 カヌー(SP)	令和8年6月19日(金)
	バレーボール(ビーチバレーボール)	令和8年6月24日(水)
	水泳(アティティックスイミング) ローイング、ホッケー ハンドボール、ボウリング	令和8年6月25日(木)
	水泳(水球)	令和8年7月3日(金)
本大会第2次申込締切競技	サッカー	令和8年5月28日(木)
	テニス	令和8年6月19日(金)
	馬術	令和8年6月5日(金)
	スポーツクライミング 空手道	令和8年7月3日(金)
	ウエイトリフティング ソフトテニス、軟式野球 ソフトボール、バドミントン 剣道、アーチェリー	令和8年7月10日(金)
	バレーボール(6人制) バスケットボール 卓球、フェンシング、柔道 弓道、ラグビーフットボール 銃剣道、なぎなた	令和8年7月17日(金)
第81回冬季大会	アイスホッケー	令和8年10月30日(金)

(5) 参加申込後の選手変更については、競技ごとに別途定める。なお、選手を変更する場合は、所定の様式、方法により次のア、イ宛てに届けなければならない。

ア 滋賀県実施競技団体

イ 滋賀県実行委員会事務局

12 参加料

各府県スポーツ協会は、各府県選手団（本部役員・監督・選手）の参加料1人500円を参加申込書の提出と同時に一括して下記宛てに納入すること。

銀行名 滋賀銀行 県庁支店

口座番号 普通預金 538697

名義 第80回（第81回冬季）国民スポーツ大会近畿ブロック大会

滋賀県実行委員会 事務局長 秋野 滋彦

13 関係府県分担金

関係府県分担金200万円の納入は、令和8年5月29日（金）までに「12」に示した納入先に納付すること。

14 宿泊及び弁当申込み

宿泊・弁当要項に基づき申し込むこと。

15 各府県選手団本部役員編成

役員は、団長、副団長、総監督及び総務とし、15名以内とする。

なお、前記のほか、5名以内の顧問を設けることができる。

16 参加上の注意

(1) 各府県の監督・選手は、競技に際し所属府県名を明示すること。

(2) 各府県の監督は、選手の健康状態を十分に把握し、事故のないよう配慮すること。

17 開始式及び表彰式

競技ごとに各会場で行う。

18 プログラム編成及び組合せ

滋賀県実施競技団体の責任において行う。

19 大会記録

大会当日記録本部を設置し、競技ごとに発表する。

20 その他

(1) 参加申込書及び参加料が、定められた期限までに到着しない場合は、理由の如何を問わず本大会への参加を認めない。

宿泊・弁当要項

1 趣 旨

第 80 回国民スポーツ大会近畿ブロック大会（以下「ブロック大会」という。）開催の趣旨を踏まえ、大会参加者がそれぞれの分野で十分な活躍ができるよう、快適な宿泊環境の提供に努める。

2 対象者

この要項の適用対象者は、ブロック大会に参加する選手・監督・大会役員・競技役員等（以下「大会参加者」という。）とする。

3 宿泊の基本方針

- (1) 大会参加者の宿泊は、なるべく競技実施会場に近い地域に府県別・競技別・競技種目別・男女別を考慮し配宿する。
- (2) 大会参加者の配宿にあたっては、次の事項に留意するものとする。
 - ア 宿泊は旅館・ホテルを原則とし、風紀及び衛生上支障があると認められる施設には配宿しない。
 - イ 1人あたりの宿泊に要する広さは、2.0畳以上とする。
 - ウ 寝具は、1人につき敷布団、掛布団（または毛布）各1枚とする。
 - エ 可能な限り、駐車場を有する施設を手配する。
無い場合は、可能な限り、周辺の駐車場（無料・有料）を案内する。
 - オ 朝食は6時30分からの提供を可能とする（一部の宿舎を除く）。
 - カ 指定した宿舎の変更は原則として認めない。
 - キ 但し、宿泊施設によっては上記の基本方針とは異なる条件の場合がある。

4 宿泊・弁当料金等

- (1) 宿泊・弁当料金及び適用の期間は、次のとおりとする。

ア 1人あたりの料金（消費税等込）

〔宿 泊〕※一部、無料サービス朝食（素泊まり料金と同額）のホテルあり

区 分	宿泊料金			
	1泊2食	夕食を欠食	朝食を欠食	素泊まり
大会参加者	10,000円～ 16,000円	9,500円～ 14,000円	10,000円～ 14,000円	8,000円～ 13,500円

※ホテルランク等により金額を示す。一部、ホテルの選択肢のない競技あり
〔弁 当〕1個あたり 1,100円（消費税等込）

- イ 上記宿泊料金の適用期間は、各競技団体開始日の前日から終了日の宿泊までとする。ただし、災害等特別な理由が生じた場合は別途考慮する。

5 宿泊・弁当料金の支払い、返金方法

- (1) 宿泊決定通知メール送付時に請求書を宿泊責任者に宿泊・弁当ページを通じて通知する。
※「宿泊責任者」は、実際に宿泊する者の中から種別ごとに定めること。
- (2) 宿泊・弁当の代金は、宿泊日の1週間前までに、人数×全泊分（弁当代を含む。）を銀行振込にて、請求書に記載の口座へ振り込むこと。
なお、振り込みの際の支払い口座は申込み毎に違う為、必ず請求書を確認の上、記載の口座に振り込むこと。
- (3) 取消・欠食等による返金については、大会終了後、「返金振込先」口座に払い戻す

こととする。なお、「返金振込先」は返金が発生した際に聞き取りすることとする。

6 宿泊・弁当の申し込み及び変更・取消

(1) 宿泊・弁当申込期限

申込開始日は各種目毎の宿泊弁当申込要項を参照のうえ、締切日は参加申込書提出期限と同一日とする。

(2) 宿泊申込み

ア 宿泊申し込みは、各府県競技団体が大会専用ページより人数及び該当事項を入力し完了すること。

イ 宿泊申し込みにおける泊数は、必要な泊数を申し込み、宿泊の取り消しが生じた場合は、事項(3)に従って申し出ること。

ウ 大会専用ホームページリンク用アドレス並びにその他連絡先

大会専用ホームページ

<https://www.mwt.co.jp/ec/2026/kinkikokuspo/>

競技毎に申込開始日・締切日が異なります。

公益財団法人 滋賀県スポーツ協会のHPより移動してください

〒520-0044

滋賀県大津市京町4-4-23 (アソルティ大津京町6階)

名鉄観光サービス株式会社大津営業所

「第80回国民スポーツ大会近畿ブロック大会」係 担当：二木・西村・齋藤・稲吉

TEL 077-510-0100 / FAX 077-510-0030

大会専用ダイヤル：①090-5006-8214 ②090-8675-2473

営業時間：10:00～17:00 (土・日・祝日は休業)

(3) 宿泊内容の変更及び取消

ア 申込締切日以前は、大会専用ホームページより宿泊責任者が変更内容を入力の上、完了すること。その申し出の効力の発生時期は入力完了した日時とする。但し、営業時間外の場合は翌営業日とする。

イ 申込締切日以降から入宿前の宿泊取り消し及び人数変更は、宿泊責任者が上記取り扱い旅行会社へ直接申し出るものとする。

ウ 入宿後の宿泊取り消し及び人数変更は、宿泊責任者が宿舎へ直接申し出るものとする。その申し出の効力の発生時期は申し出のあった日時とする。

エ 宿泊を取り消す場合又は無断で宿泊をしなかった場合は、下記のとおり取消料を徴収する。

宿泊取消の申し出区分	宿泊取消料
宿泊当日の9日前までに取消を申し出た場合	不要
宿泊当日の8日前から2日前までに取消を申し出た場合	宿泊料金の20%
宿泊当日の前日までに取消を申し出た場合	宿泊料金の40%
宿泊予定日の10時までに取消を申し出た場合	宿泊料金の50%
宿泊当日又は、無断で宿泊しなかった場合	全額

※素泊まり又は、欠食で申し込んだ場合は、その料金(税込)を宿泊料金とする。

オ 選手・監督が競技開始後において、競技の都合により宿泊を取り消す場合も前号の定めにより取消料を徴収する。

カ 欠食については、朝食は前々日までに、必ず宿舎に申し出ること。それ以降の取り消しはできないものとする。

(4) 弁当申し込み

- ア 弁当申し込みは、各府県競技団体が大会専用ホームページより種別ごとに数量及び該当事項を入力の上、完了すること。
- イ 弁当申し込みにおける数量は、あらかじめ必要な数量をすべて申し込み、弁当の取り消しが生じた場合は、次項(5)に従って申し出ること。

(5) 弁当の変更及び取消

- ア 入宿前については、大会専用ホームページより宿泊責任者が数量を訂正し入力の上、完了すること。その申し出の効力の発生時期は入力を完了した日時とする。
- イ 入宿後の変更・取り消しについては、前日の11時までに必ず名鉄観光サービス株式会社大津営業所に申し出ること。それ以降の取り消しはできないものとする。
変更が発生した日時が営業時間外である場合、休日の連絡先に連絡すること。
休日連絡先：①090-5006-8214 ②090-8675-2473 (大会期間中に限る。)

7 食事について

栄養価と衛生面に十分留意した食事を提供できるよう配慮する。

8 その他

- (1) 食中毒防止のため、外部から食物の持ち込みを禁止する。
- (2) 宿舎の門限は、その宿舎の定めによる。
- (3) 貴重品の取り扱いは、盗難防止の上から十分配慮すること。
- (4) 宿舎の決定通知、弁当に関する連絡は、名鉄観光サービス株式会社大津営業所から宿泊責任者へ行う。
- (5) 各府県本部役員の宿泊斡旋は、大会実行委員会事務局から別途行う。
- (6) 選手・監督の宿泊斡旋対象競技は、以下のとおりとする。

水球、サッカー、体操(競技・新体操・トランポリン)、バスケットボール、ウェイトリフティング、ハンドボール、馬術、ソフトボール、弓道、剣道、スポーツクライミング、アーチェリー、ボウリング
--

(7) 宿泊に関する問い合わせ、次のとおりとする。

ア 宿泊斡旋対象競技

〒520-0044 滋賀県大津市京町4-4-23 (アソルティ大津京町6階) 名鉄観光サービス株式会社大津営業所 「第80回国民スポーツ大会近畿ブロック大会」係 担当：二木・西村・齋藤・稲吉 TEL 077-510-0100 / FAX 077-510-0030 大会専用ダイヤル①090-5006-8214 ②090-8675-2473

イ 宿泊斡旋外競技

該当競技担当責任者 あて

※追加で宿泊斡旋を希望する場合は、配宿センターに直接連絡する。

ウ 本部役員

大会実行委員会事務局 あて

近ブロ・滋賀実第 号
令和8年(2026年) 月 日

(所 属 長) 様

第80回(第81回冬季)国民スポーツ大会
近畿ブロック大会滋賀県実行委員会
会 長 高 橋 祥 二 郎

第80回(第81回冬季)国民スポーツ大会近畿ブロック大会競技役員の委嘱について
(依頼)

時下、ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

さて、本年度滋賀県で第80回(第81回冬季)国民スポーツ大会近畿ブロック大会を開催する運びとなりました。

つきましては、貴所属 氏を本大会競技役員として委嘱申し上げますたく存じます。

ご多忙中誠に恐縮に存じますが、大会の趣旨をご理解いただき、ご承諾いただきますようお願いいたします。

記

1 期 日 令和8年 月 日 ～ 月 日

2 会 場 _____

3 競技名 _____

近ブロ・滋賀実第 号
令和8年(2026年) 月 日

(本 人) 様

第80回(第81回冬季)国民スポーツ大会
近畿ブロック大会滋賀県実行委員会
会 長 高 橋 祥 二 郎

第80回(第81回冬季)国民スポーツ大会近畿ブロック大会競技役員の委嘱について
(依頼)

時下、ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

さて、本年度滋賀県で第80回(第81回冬季)国民スポーツ大会近畿ブロック大会を開催する運びとなりました。

つきましては、あなた様を本大会競技役員として委嘱申し上げたく存じます。

ご多忙中誠に恐縮に存じますが、ご承引のうえ、下記によりご協力いただきますようお願いいたします。

記

1 期 日 令和8年 月 日 ～ 月 日

2 会 場 _____

3 競技名 _____

近ブロ・滋賀実第 号
令和8年(2026年) 月 日

(所 属 長) 様

第80回(第81回冬季)国民スポーツ大会
近畿ブロック大会滋賀県実行委員会
会 長 高 橋 祥 二 郎

第80回(第81回冬季)国民スポーツ大会近畿ブロック大会競技補助役員の
委嘱について(依頼)

時下、ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

さて、本年度滋賀県で第80回(第81回冬季)国民スポーツ大会近畿ブロック大会を
開催する運びとなりました。

つきましては、貴校 部員を本大会競技補助役員として委嘱申
上げたく存じます。

大会の趣旨をご理解いただき、下記のとおり同部員の派遣につきまして格別のご配慮
をいただきますよう、お願いいたします。

記

1 期 日 令和8年 月 日 ～ 月 日

2 会 場 _____

3 競技名 _____

競 技 団 体 名	
記 載 責 任 者	

1. 表彰状枚数確認「正」か「誤」に○をお願いします。

枚 数	正 ・ 誤 → 訂正 枚
-----	--------------

※ 予備を含めない数を記入してください。

2. 組合せ抽選会調査

抽選会予定日	月 日
会 場	

3. 会場看板受け取り責任者調査

氏 名	
連 絡 先	— —

※設置について、業者から連絡あり。

4. 記録発信担当者調査（記録責任者）

ふ り が な	
氏 名	
連 絡 先	— —

※ 大会期間中、緊急時の電話番号（携帯電話）を記入してください。

5. 競技役員委嘱文書 必要枚数

競技役員委嘱文書 所属長宛	枚
競技役員委嘱文書 本人宛	枚
競技役員委嘱文書 補助員宛	枚

6. プログラム配付先

実行委員会	競技会役員	競技役員	参加者等	その他
30部	部	部	部	部

FAX：077-523-3784 メール kyougiryoku@bsn.or.jp

第80回(第81回冬季)国民スポーツ大会近畿ブロック大会滋賀県実行委員会 宛

「共通回答票」締切：令和8年5月22日（金）

共通回答票

第80回(第81回冬季)国民スポーツ大会近畿ブロック滋賀大会 表彰状枚数一覧

	競技名	合計		競技名	合計
1	水 球	6	17	柔 道	6
1	アーティスティックスイミング	6	18	ソフトボール	12
2	サ ッ カ ー	9	19	バドミントン	9
3	テ ニ ス	12	20	弓 道	12
4	ボ ー ト	33	21	ライフル射撃	39
5	ホ ッ ケ ー	16	22	剣 道	9
6	ボ ク シ ン グ		23	ラグビーフットボール	9
7	バ レ ー ボ ー ル	20	24	スポーツクライミング	45
8	体 操	24	25	カ ヌ ー	51
9	バスケットボール	12	26	ア ー チェリ ー	12
10	ウエイトリフティング	48	27	空 手 道	12
11	ハ ン ド ボ ー ル	12	28	銃 剣 道	3
12	ソ フ ト テ ニ ス	9	29	な ぎ な た	3
13	卓 球	9	30	ポ ウ リ ン グ	60
14	軟 式 野 球	3	31	ゴ ル フ	3
15	馬 術	24	32	アイスホッケー	3
16	フ ェ ン シ ン グ	9		合 計	252

以前の調査でお聞きしている内容に加え、こちらで修正した表彰状枚数です。再度、確認していただき、下記を(別紙)「共通回答票」にご記入ください。

(確認していただくのは、予備を含めない必要枚数です。郵送の際には予備を含めてお届けします。)

間違いなければ → 正
訂正があれば → 誤
正しい枚数を記入してください。

回答期限 令和8年5月22日(金)

表彰状は、近プロ担当者へ郵送いたします。

第80回(第81回冬季)国民スポーツ大会近畿ブロック大会 競技別プログラムについて

1 内容について

(1) 表紙・裏表紙 資料No.1

国スポ(JG)マーク 資料No.2を参照してください。

- ・カラーの指定があります。変形は認められないので、データを拡大・縮小で使う必要があります。

KEIRINマーク 資料No.3を参照してください。

- ・「この事業は、競輪の補助を受けて実施します(実施しています。)」競輪の補助事業とともに、印刷物の表面積の10%以上のマーク表示をする必要があります。
- ・資料3を参考にダウンロードしてください。これらの表示がないと補助対象になりません。

→ 5月1日を目途に滋賀県スポーツ協会HPにアップします。

(2) 会長あいさつ(大会会長)

→ 5月1日を目途に滋賀県スポーツ協会HPにアップします。

(3) 競技団体会長あいさつ

(4) 競技会役員

(5) 競技役員

(6) 競技実施要項・競技日程・組合せ・選手名簿等

注：プログラムの印刷製本費が20万円以上(税込)の場合、原則3社以上の見積合せにより業者を決定し、契約書を取り交わしてください。

※ 滋賀県実行委員会に30部提出をお願いします。

各競技提出期限 原則 競技会実施日の10日前

注：競技会当日に配付する場合は、早めに実行委員会事務局にご連絡ください。

近畿2府4県スポーツ協会にその旨、連絡いたします。

この事業は、競輪の
補助を受けて実施します。

競輪の補助事業





JAPAN GAMES

KEIRINマークの表示

ブロック大会は、公益財団法人JKAからの補助金が充当されているため、対象科目の証拠書類にかかわらず、競輪の補助金が使われていることを示す標識が必要となります。競技会看板や印刷物等をはじめ、看板等を作成しなかった場合も、競輪の補助金を受け実施していることを示す標識を必ず表示してください。

- ◆ 公益財団法人JKAによるブロック大会への補助を継続していただけるよう、下記の点を踏まえ、競輪補助事業のPRをしてください。
 1. プログラム等の印刷物については、必ず表紙に競輪補助事業である旨を表示する。
（【表示例1】参照）
 - ※「補助事業の表示」は、全体面積の概ね10%を目安に分かりやすく表示する。
 - ※ 掲載用のデータについては、下記 HP よりダウンロードして使用してください。
https://hojo.keirin-autorace.or.jp/enterprise/enterprise_jigyo.html#add10
 2. 告知看板や会場内看板については、会場の規模を勘案し大きさを変えるなど、競輪補助事業であることが参加者や観覧者に分かりやすくなるよう努力する。
（【表示例2-1】参照）
 - ※「補助事業の表示」は、看板全体の概ね10%を目安に分かりやすく表示する。
 - ※「補助事業の表示」を掲出して大会が開催されている様子を撮影する。
 3. 看板等を作成しなかった場合についても、競輪の補助金を受け実施していることを示す標識を必ず表示すること。
（【表示例2-2】参照）
 - ※「補助事業の表示」を掲出して大会が開催されている様子を撮影する。
 4. 必ず競輪やオートレースの補助事業であることをロゴマークとともに表示すること。

【表示例 1】 印刷物への KEIRIN マークの表示

※表示面積 印刷物の表紙に全体面積の **10%以上** で表示すること

(例) A4 サイズ (縦 29.6cm×横 21.0cm) の場合

→A4 サイズの総面積は 621.6 cm² ⇒ 621.6 cm²×10%=62.16 cm²以上の表示面積する

(原寸) 65 mm × 100 mm (65.0 cm²)

この事業は、競輪の
補助を受けて実施します。

競輪の補助事業



※報告書等、事業実施後の印刷物に
関しては、「この事業は～実施しま
した」の記載をお願いいたします。

(原寸)33 mm × 210 mm (69.3 cm²)

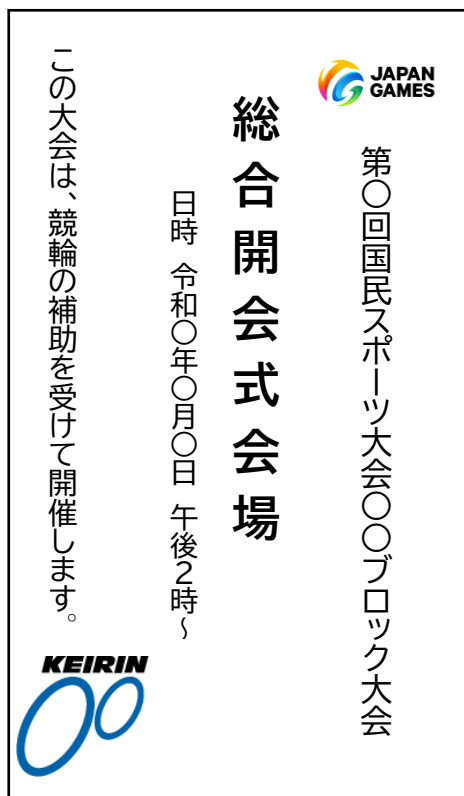
この事業は、競輪の補助を受けて実施しています。

競輪の補助事業

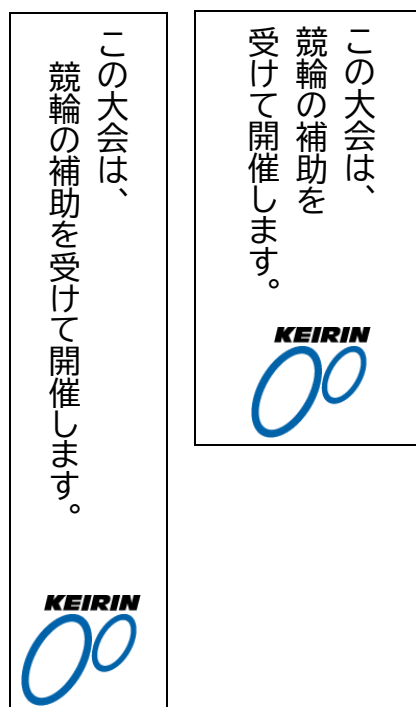


【表示例 2】 看板への KEIRIN マークの表示

【表示例 2-1】
看板に表示可能な場合



【表示例 2-2】
看板を会場に設置しない場合
(紙等で会場内に表示する)



※看板全体の面積の 10%以上 で表示すること

<その他>

- 経費の問題等により印刷物へのカラー表示が困難な場合、KEIRIN マークをモノクロで表示することは可能ですが、「他の部分はカラーであるにもかかわらず、KEIRIN マークのみモノクロで表示する」、「KEIRIN マークの指定カラーではなく、マークと同じ色で表示する」といったことは、絶対に避けてください。
- 会場内外への掲示については、看板の作成を行わない場合であっても、大きな紙に拡大印刷して貼り出すなどして、必ず競輪補助事業を PR していただくようお願いいたします【表示例 2-2】。

基本デザイン及びカラーと使用組み合わせについて

シンボルマークのカラーは、KEIRIN のイメージを形成する基本的な要素です。下記の指定に基づき作成してください。

【競輪のシンボルマーク】

KEIRIN ブルー	<p>■ DIC141 または</p> <p>■ 4色プロセスカラー M50% + C80%</p> <p>金属製プレートなど特殊なものをのぞき、原則として指定色以外の使用は禁止します。</p>
サブカラー・グレイ	<p>■ DIC544 または</p> <p>■ スミ 70%</p> <p>KEIRIN の文字部分に使用してください。</p> <p>原則としてマーク部分には使用しないでください。</p>

モノクロ(縦)	モノクロ(横)
	
カラー(縦)	カラー(横)
	

【ホームページのバナー表示について】

JKA補助事業であることをPRできるよう、ホームページでのバナー表示にご協力ください。バナーデータについては、下記から様式をダウンロードの上、ご使用をお願いいたします。

https://hojo.keirin-autorace.or.jp/enterprise/enterprise_jigyo.html#add10

「KEIRIN.JP」



〈<http://keirin.jp>〉

第80回(第81回冬季)国民スポーツ大会 近畿ブロック大会 会場看板について

1 会場看板について

- ・大会会場地に設置していただく、会場看板については実行委員会で一括準備します。
- ・設置は業者がおこないます。
- ・設置の際は必ず立ち会いをお願いします。

2 設置までの手順

- ① 会場看板受け取り責任者の決定と報告→実行委員会宛

(5月22日(金)締切：共通回答票)

- ② 会場地との打ち合わせ

「 いつ (月 日) 」

「 どこに (場 所) 」

「 誰が立ち会うのか 」

※ 会場地施設と十分打ち合わせをしておいてください。

- ③ 業者と打ち合わせ（業者から連絡→受け取り責任者）

※ 看板設置日の決定

- ④ 看板設置日（必ず立ち会ってください。）

- ⑤ 撤収→業者がおこないます。

※上記の要領は滋賀県内の会場の場合です。県外会場については、別の方法になりますので、個別に相談させていただきます。

第80回(第81回冬季)国民スポーツ大会近畿ブロック大会記録収集要領

1 目的

第80回(第81回冬季)国民スポーツ大会近畿ブロック大会の競技記録を収集し、各府県選手団及び報道関係機関等に資料を提供する。

2 記録本部の設置

(1) 設置場所

滋賀県農業情報教育センター4階 公益財団法人滋賀県スポーツ協会内
第80回(第81回冬季)国民スポーツ大会近畿ブロック大会滋賀県実行委員会事務局
〒520-0807 大津市松本1丁目2-20農業情報教育センター4階

(2) 設置日

第80回(第81回冬季)国民スポーツ大会近畿ブロック大会開催日

(3) 設置時間帯 9:00 ~ 20:00

(4) T E L 077-525-7406

F A X 077-523-3784

E-m a i l kyougiryoku@bsn.or.jp

3 送信方法

各日の競技終了時刻に応じて、下記のとおりとする。

- ① 19時までに終了→直ちに競技成績等をメールで送信
- ② 19時以降に終了→19時までに電話にて競技終了時刻を報告
終了後直ちに競技成績等をメールで送信

4 記録速報業務等

(1)各競技会場の記録責任者は、下記のア～エについて迅速かつ正確に記録本部に送信すること。

ア、競技成績 イ、プログラムの訂正 ウ、監督及び選手の変更 エ、日程の変更

(2)各競技会場における記録の発表は、当該競技団体の責任において行うこと。

(3)発表記録の内容については、特に慎重を期すること。

(4)記録本部からの問い合わせにこたえられるよう、競技終了後も記録責任者は、連絡先を明らかにしておくこと。

(5)新記録等が誕生した場合、報道関係者に対応できるよう、本人の競技歴、プロフィール等調査しておくこと。

(6)競技会終了後、最終の競技記録一式を滋賀県実行委員会へ提出すること。奈良大会報告書と同様の様式を作成(奈良大会の報告書をもとに滋賀大会用を作成)し、その枠に氏名や記録を入れて送信すること。

(7)記録の送信の際には、下記ア～キを本文に記入して送ること。

ア、競技名 イ、種別 ウ、種目 エ、日付 オ、会場名 カ、送信者 キ、連絡先

第 80 回(第 81 回冬季)国民スポーツ大会近畿ブロック大会

記録送信用紙

(FAX 077-523-3784 メール kyougiryoku@bsn.or.jp)

(↓:○印をつけてください)

競技記録 ・ プログラム訂正 ・ 監督、選手の変更 ・ 日程の変更

競技名	
-----	--

送信	枚目 / 全	枚数
----	--------	----

種 別		種 目	月 / 日	会場名	終了時刻
成年男子	少年男子				
成年女子	少年女子				

送信者氏名	(連絡先)
-------	--------

第80回（第81回冬季）国民スポーツ大会近畿ブロック大会 補助金の取り扱いについて

補助金の対象項目

- (1) 報償費（謝金）は、医師20,000円/日、看護師10,000円/日、競技会に必要な審判等10,000円/日を上限とします。

(注1) 謝金の様式を使用してください。必ず個人への支払いをおねがいします。

(注2) 謝金の領収書は、必ず自筆で住所、氏名を記入し捺印すること。なお、訂正を要する場合は二重線で消し、訂正印を捺印してください。

(注3) 医師・看護師の謝金については源泉徴収を行う関係上、実行委員会として謝金をお支払いいたします。なお、**内示額には医師・看護師の謝金が含まれていますので、請求の際には差引した額で請求書を作成**してください。また金額、従事した日時を把握するため（別紙）医師・看護師報告書を提出してください。

(注4) 医師・看護師には当日、請求書（別紙）を必ずご記入いただき実行委員会までご提出ください。（滋賀県スポーツ協会HPよりダウンロード）

(注5) 役員への謝金については原則、確定申告をしていただくようお願いいただければと思います。（競技団体が源泉徴収をしていただく形でも良い）

- (2) 旅費

①交通費（居住地及び会場の最寄り駅、バス停等の公共交通機関往復運賃の実費を上限とします。タクシー代は対象になりません。）

②宿泊費（実費とします。競技運営上、やむを得ない場合のみの競技役員・審判員等を対象とします。）

(注1) 旅費は、必ず捺印すること。（氏名は自筆でなくてもいいです。）
宿泊費はホテル等が発行する領収書、宿泊対象者記載の明細を添付して提出してください。

- (3) 食糧費
審判等の昼食費

(注1) 領収書を添付してください。

(注2) レセプション等の会食や、昼食以外の補食については対象外とします。

(4) 需用費

① 消耗品費（競技会、競技運営に必要な事務用品）

(注1) 基本単価10万円以下のものは消耗品としますが、ユニフォーム等の備品となるものは対象外とします。10万円を超える物品については、事務局に相談してください。購入物品の領収書を添付してください。

② 印刷製本費（プログラム印刷費、競技会に必要なオーダー用紙等）

(注2) プログラムには JKA 補助事業（ケイリンマーク）である表示をしてください。表示がない場合は、補助対象になりませんのでご注意ください。使用するマークについては、規定に則して使用してください。（別紙参照）

プログラムに掲載する広告を募ることは可能です。広告料収入については、事業終了後の決算報告にあげてください。事前に把握している場合は、収支予算書にあげるようにしてください。印刷にかかった経費の領収書を添付してください。

(注3) 1件20万円以上（税込）の発注については、原則3社以上の見積合わせにより業者を決定し、契約書を取り交わすこと。

※契約書の写しを提出すること。

1件20万円未満（税込）の発注については、請書を提出してもらうこと。※請書の写しを提出すること。

(注4) 見積書・契約書（20万円以上）請書（20万円以下）・請求書・領収書（または銀行振込伝票）

(5) 役務費

通信運搬費（事務用切手他郵送料、競技会に必要な備品等の運搬費）

(注1) 領収書を添付してください。

(6) 賃借料（競技会に必要な用具等、競技運営に必要な事務機器等の賃借に係る料金）および会場使用料（代表者会議の会議室使用料、競技会場使用に伴う使用料、付帯設備等含む）

(注1) 賃借料は、1件20万円以上（税込）の発注については、原則3社以上の見積合わせにより業者を決定し、契約書を取り交わすこと。

※契約書の写しを提出すること。

1件20万円未満（税込）の発注については、請書を提出してもらうこと。※請書の写しを提出すること。

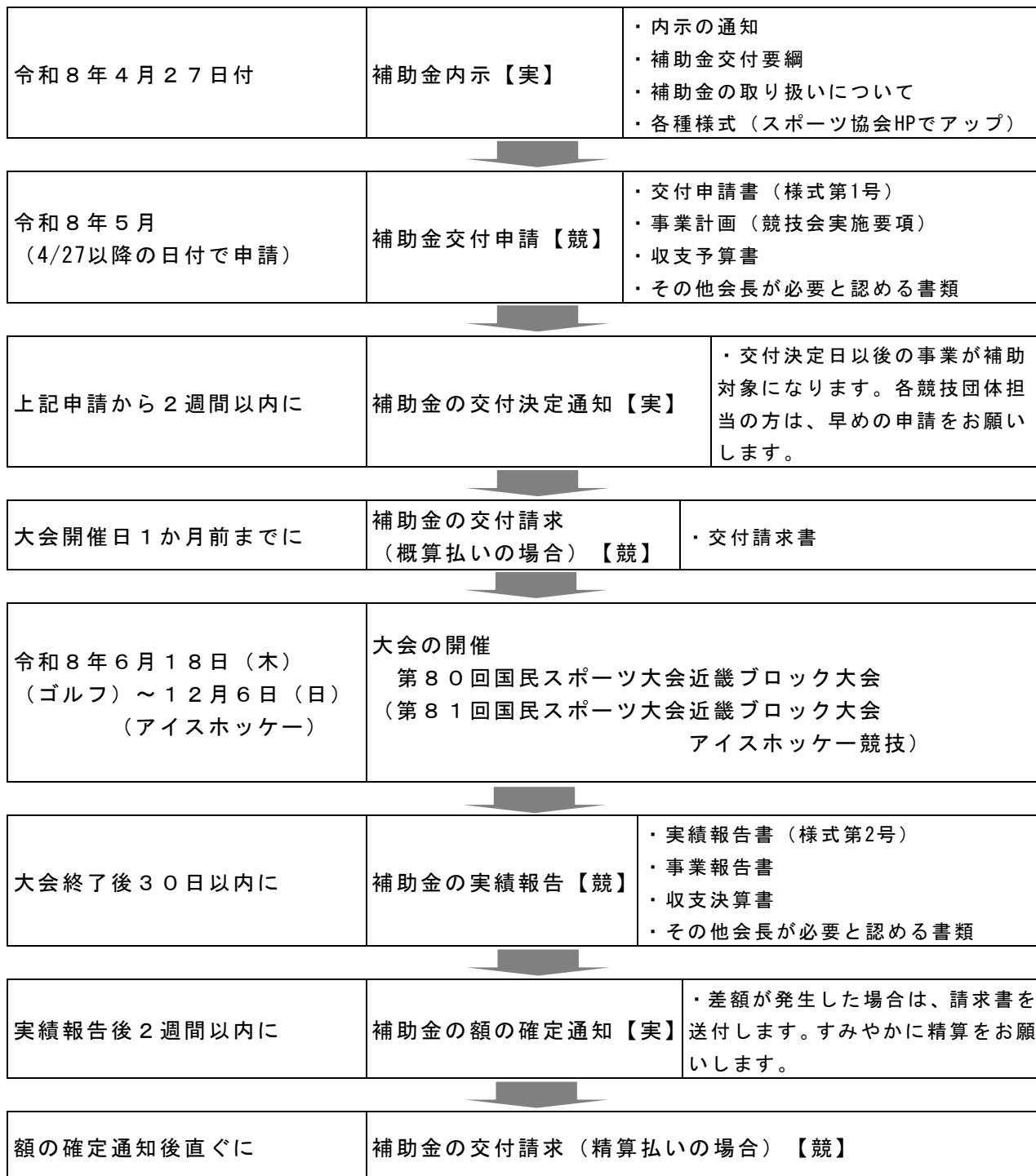
(注2) 見積書・契約書（20万円以上）請書（20万円以下）・請求書・領収書（または銀行振込伝票）

(注3) 会場使用料は、使用した会場・施設の管理者の発行する利用明細書と領収書を添付してください。なお、証拠書類は「使用年月日」及び「第80回国スポ近畿ブロック大会〇〇競技〇〇種目〇〇体育館使用料」と記載があることとします。

- (7) その他、競技会開催に必要であり、会長が認めた費用等
- (8) 差額、返金について
会議を実施しないなど、当初計画していた用務がなくなった場合、差額や返金等が発生します。差額分については、実績報告後に事務局より請求しますのでご承知おきください。
- (9) その他特記事項
- ① 補助金の交付申請日は、実行委員会設立日の4/27以降にしてください。
- ② 補助対象期間は、4/27以降かつ、交付申請日以降になります。
- ③ 領収書の宛名は競技団体名をお願いします。
- ④ 実績報告は30日以内をお願いします。
- ⑤ 内示額については、予定通り大会が開催された場合の金額になります。中止になった場合は、金額に変更が生じることになります。

第 80 回国民スポーツ大会近畿ブロック大会 補助金の流れ

【実】：実行委員会 【競】：競技団体



※ 競技種目毎に開催日が異なるため、各報告書の提出日も異なります。

※ 概算払いで請求の場合、支払い事務に時間がかかるため、必ず 1ヶ月前までに請求書を提出してください。

第 80 回(第 81 回冬季)国民スポーツ大会近畿ブロック大会
開催補助金交付要綱

(趣旨)

第 1 条 第 80 回(第 81 回冬季)国民スポーツ大会近畿ブロック大会滋賀県実行委員会会長(以下「会長」という。)は、第 80 回国民スポーツ大会近畿ブロック大会ならびに第 81 回国民スポーツ大会近畿ブロック大会アイスホッケー競技会開催事業に要する経費について、この要綱の定めるところにより、予算の範囲内において補助金を交付するものとする。

2 この要綱は、法令、条例または他の規則に特別の定めがあるものの他、補助金の交付の申請、決定等に関する事項その他補助金に係る予算の執行に関する基本的な事項に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この交付要綱において「補助金」とは、会長が実施競技団体(以下「競技団体」という。)に対し交付する補助金をいう。

2 この交付要綱において「補助事業」とは、補助金の交付の対象となる事務、または事業をいう。

3 この交付要綱において「補助事業者」とは、競技団体をいう。

(補助金の交付申請)

第 3 条 補助金の交付の申請をする場合は、次に掲げる書類を会長に提出しなければならない。

(1) 補助金交付申請書(様式第 1 号)

(2) 事業計画書(競技会実施要項)

(3) 収支予算書

(4) その他会長が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

第 4 条 会長は、補助金の交付の申請があった時は、当該申請に係る書類審査および必要に応じて行う現地調査等により、その内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めるときは、すみやかに補助金の交付決定をする。

2 会長は、前項の場合において適正な交付を行うため必要があるときは、補助金の交付の申請に係る事項につき修正を加えて、補助金の交付の決定をすることができる。

(補助金の交付の条件)

第 5 条 会長は、補助金の交付の決定をする場合において、補助金の交付の目的を達成するために必要があるときは、条件を付するものとする。

(決定の通知)

第 6 条 会長は、補助金の交付を決定したときは、すみやかにその決定の内容およびその条件を、補助金の交付申請者に通知するものとする。

(補助事業の遂行)

第 7 条 補助事業者は、法令の定めならびに補助金の交付の内容、これに付した条件、その他会長の指示および命令に従い、善良な管理者の注意をもって補助事業を行うものとし、補助金を他の用途に使用してはならない。

(状況報告および調査)

第 8 条 会長は、必要に応じて補助事業者から補助事業の遂行状況の報告を求め、または調査することができる。

(補助事業の遂行の指示等)

第 9 条 会長は、補助事業が補助金の交付の決定内容、またはこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、当該補助事業に対しこれらに従って補助事業を遂行すべきことを指示するものとする。

2 会長は、補助事業者が前項の指示に従わなかったときは、その者に対し当該補助事業の遂行の一時停止を命ずるものとする。

(実績報告)

第 10 条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、事業が完了した日から 30 日以内に、次に掲げる書類を会長に提出しなければならない。

- (1) 実績報告書(様式第 2 号)
- (2) 事業報告書
- (3) 収支決算書
- (4) その他会長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第 11 条 会長は、第 11 条の規定による書類を受領した場合において、その内容を適当と認めるときは、補助金の額を確定する。

(補助金の交付)

第 12 条 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付請求書(様式第 3 号)を会長宛に提出するものとする。

2 会長は、交付の決定をした場合において、必要と認めるときは、概算払をすることができる。

(補助金の交付決定の取消)

第 13 条 会長は、補助事業者が補助金を他の用途に使用したとき、また条例等に違反したときは、補助金の交付決定額の全部または一部を取り消すことができる。

2 前項の規定は、補助金の額の確定があった後においても適用する。

(補助金の返還)

第 14 条 会長は、補助金の交付決定を取り消した場合は期限を定めて、当該補助金の返還を命ずるものとする。

2 会長は、補助金の額の確定をした場合において、すでにその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

附 則 この要綱は、令和 8 年 4 月 27 日から施行し、第 80 回(第 81 回冬季)大会の大会運営費補助金として適用する。

年 月 日

第80回(第81回冬季)国民スポーツ大会近畿ブロック大会
滋賀県実行委員会会長 高橋 祥二郎 様

団 体 名 滋賀県〇〇〇〇協会

代 表 者 名 滋 賀 太 郎 印

第80回(第81回冬季)国民スポーツ大会近畿ブロック大会開催補助金
交付申請書

第80回(第81回冬季)国民スポーツ大会近畿ブロック大会開催に要する経費について、標記補助金交付
要綱第3条の規程に基づき、補助金の交付を申請します。

記

- | | | |
|-----------------------|---------------------------------------|---------|
| 1. 補助事業名 | 第80回(第81回冬季)国民スポーツ大会
近畿ブロック大会開催補助金 | |
| 2. 補助対象額 | 400,000 | 円 |
| 3. 事業計画書
(競技会実施要項) | 別 添 | |
| 4. 収支予算書 | 別 添 | |
| 5. 事務担当者 | 氏 名 | 滋 賀 花 子 |

収 支 予 算 書

競技名	〇〇〇〇競技
-----	--------

【収入の部】

項 目	総事業費	内 訳
開催費補助金	400,000 円	第80回(第81回冬季)国民スポーツ大会近畿ブロック大会開催補助金
広告料	60,000 円	プログラム掲載 広告料
競技団体負担金	8,000 円	
合 計	468,000 円	

【支出の部】

項 目	総事業費	積 算 内 訳		内 訳	
		補助対象経費	その他経費		
医師・看護師謝金	20,000 円	20,000 円	0 円	医師謝金	
役員謝金	0 円	0 円	0 円		
旅 費	78,000 円	56,000 円	22,000 円	役員旅費 県内 12,000円 県外 18,000円 宿泊費 県外 48,000円	
食 糧 費	96,000 円	96,000 円	0 円	役員弁当@800円×120食	
需用費	消耗品費	62,000 円	36,000 円	26,000 円	競技用消耗品 52,000円 事務用消耗品 10,000円
	印刷製本費	65,000 円	50,000 円	15,000 円	プログラム印刷代
役務費	通信運搬費	12,000 円	12,000 円	0 円	通信用切手として
使用料および賃借料	賃借料	5,000 円	0 円	5,000 円	テント借り上げ代金
	会場費	130,000 円	130,000 円	0 円	会場使用料 85,000円 付帯設備使用 45,000円
そ の 他	0 円	円	0 円		
合 計	468,000 円	400,000 円	68,000 円		

年 月 日

第80回(第81回冬季)国民スポーツ大会近畿ブロック大会

滋賀県実行委員会会長 高橋 祥二郎 様

団 体 名 滋賀県〇〇〇〇協会

代 表 者 名 滋 賀 太 郎 印

第80回(第81回冬季)国民スポーツ大会近畿ブロック大会
開 催 補 助 金 請 求 書 (概 算)

第80回(第81回冬季)国民スポーツ大会近畿ブロック大会開催について、第80回(第81回冬季)国民スポーツ大会近畿ブロック大会開催補助金交付要綱第12条の規程により請求します。

記

総 額…(A)	400,000	円
医師・看護師謝金額…(B)	20,000	円
請 求 額…(A-B)	380,000	円

振 込 先

銀行名	支店名	預金種別	口座番号	通 帳 名 義
滋賀銀行	県庁支店	普通	123456	滋賀県〇〇〇〇協会 会長 滋賀 太郎

事務担当者	氏 名	滋賀 花子
	連絡先	090 (0000) 1234

年 月 日

第80回(第81回冬季)国民スポーツ大会近畿ブロック大会
滋賀県実行委員会会長 高橋 祥二郎 様

団 体 名 滋賀県〇〇〇〇協会

代 表 者 名 滋 賀 太 郎 印

第80回(第81回冬季)国民スポーツ大会近畿ブロック大会開催補助金
実 績 報 告 書

標記補助金に係る事業を完了したので、第80回(第81回冬季)国民スポーツ大会近畿ブロック大会開催補助金交付要綱第10条の規程により、下記の書類を添えて報告します。

記

- | | |
|----------|---------------------------------------|
| 1. 補助事業名 | 第80回(第81回冬季)国民スポーツ大会
近畿ブロック大会開催補助金 |
| 2. 補助対象額 | 400,000 円 |
| 3. 事業報告書 | 別 添 |
| 4. 収支決算書 | 別 添 |
| 5. 事務担当者 | 氏 名 滋 賀 花 子 |

収 支 決 算 書

競技名	〇〇〇〇競技
-----	--------

【収入の部】

項 目	予算額	決算額	内 訳
開催費補助金	400,000 円	400,000 円	第80回(第81回冬季)国民スポーツ大会近畿ブロック大会開催補助金
広告料	60,000 円	50,000 円	プログラム掲載 広告料
競技団体負担金	59,800 円	4,980 円	
合 計	519,800 円	454,980 円	

【支出の部】

項 目	予算額	決算額	決 算 内 訳		内 訳	
			補助対象経費	その他経費		
医師・看護師謝金	20,000 円	20,000 円	20,000 円	0 円	医師謝金	
役員謝金	0 円	0 円	0 円	0 円		
旅 費	78,000 円	67,780 円	67,780 円	0 円	県内外役員旅費 19,780円 宿泊費 48,000円	
食 糧 費	96,000 円	96,000 円	96,000 円	0 円	役員弁当	
需用費	消耗品費	62,000 円	61,800 円	21,820 円	39,980 円	競技用消耗品 事務用消耗品
	印刷製本費	65,000 円	63,000 円	50,000 円	13,000 円	プログラム印刷代
役務費	通信運搬費	12,000 円	12,000 円	9,400 円	2,600 円	通信用切手として
使用料および賃借料	賃借料	5,000 円	5,000 円	5,000 円	0 円	テント借り上げ代金
	会場費	130,000 円	130,000 円	130,000 円	0 円	会場使用料
そ の 他	0 円	0 円	円	0 円		
合 計	448,000 円	435,580 円	380,000 円	55,580 円		

第80回(第81回冬季)国民スポーツ大会近畿ブロック大会〇〇競技 謝金 領収書 <様式例>


No.	氏名	役職 用務	従事期間	日数	謝金		支給額	支給年月日	住所(自筆)	領収印
					単/日 価)	謝金小計			氏名(自筆)	
《記入例》	国体 太郎	審判	8/22.23	2	10,000	20,000	20,000	令和8年8月23日	東京都新宿区霞ヶ丘町〇-△-□ 国体 太郎	
1			~			0	0		(住所) (署名)	
2			~			0	0		(住所) (署名)	
3			~			0	0		(住所) (署名)	
4			~			0	0		(住所) (署名)	
5			~			0	0		(住所) (署名)	
小計						0	0			

支給団体

6			~			0	0	(住所)	
								(署名)	
7			~			0	0	(住所)	
								(署名)	
8			~			0	0	(住所)	
								(署名)	
9			~			0	0	(住所)	
								(署名)	
10			~			0	0	(住所)	
								(署名)	
小計						0	0		
合計						0	0		

支給団体

第80回（第81回冬季）国民スポーツ大会近畿ブロック大会〇〇競技 旅費①(交通費) 領収書

No.	氏名	役職 用務	従事期間	日数	経路		交通機関	旅費		支給年月日	住所（自筆）		領収 印
								(往復) 単 価	交通費計		氏名（自筆）		
《記入例》	国体 太郎	審判	8/22, 23	2	起点 大津	終点 彦根	JR等（電車・バス利用の場合、バス停及び経由する駅を記載）	1,940	3,880		大津市御陵町4-1	国体 太郎	
1					起点				0				
					終点								
2					起点				0				
					終点								
3					起点				0				
					終点								
4					起点				0				
					終点								
5					起点				0				
					終点								
6					起点				0				
					終点								
7					起点				0				
					終点								
小計									0				

8			～	2	起点		0	0			
					終点						
9			～		起点		1	0			
					終点						
10			～		起点		2	0			
					終点						
11			～		起点		3	0			
					終点						
12			～		起点		4	0			
					終点						
13			～		起点		5	0			
					終点						
15			～		起点		6	0			
					終点						
小計								0			
合計								0			

第80回(第81回冬季)国民スポーツ大会近畿ブロック大会

旅 費 (宿 泊 費) 支 出 明 細

競技名	〇〇〇〇競技
-----	--------

NO	支払年月日	摘要	単価	人数	金額	備考
1	8月21日	〇〇ホテル	12,000	4	48,000	8/21.22
2					0	
3					0	
4					0	
5					0	
6					0	
7					0	
8					0	
9					0	
10					0	
合 計					48,000	

宿泊者明細

宿泊日	宿泊者			
8月21日	滋賀太郎	滋賀二郎	滋賀三郎	滋賀四郎
	滋賀五郎			
8月22日	滋賀太郎	滋賀二郎	滋賀三郎	滋賀四郎
	滋賀五郎			

※ ホテル発行の領収書を添付すること、個人の場合はこの書式に捺印すること

第80回(第81回冬季)国民スポーツ大会近畿ブロック大会
食糧費 支出明細

競技名	〇〇〇〇競技
-----	--------

NO	月 日	品 名	単 価	数 量	金 額	備 考
1	8月22日	役員昼食弁当	800	40	32,000	領収書裏面
2	8月23日	役員昼食弁当	800	80	64,000	領収書裏面
3					0	
4					0	
5					0	
6					0	
7					0	
8					0	
9					0	
10					0	
11					0	
12					0	
13					0	
14					0	
15					0	
合 計					96,000	

※ 領収書を添付すること

第80回(第81回冬季)国民スポーツ大会近畿ブロック大会
消耗品費 支出明細

競技名	〇〇〇〇競技
-----	--------

NO	月 日	品 名	単 価	数 量	金 額	備 考
1	8月1日	ラインテープ	1,600	12	19,200	領収書裏面
2	8月1日	ボール	2,400	12	28,800	領収書裏面
3	8月10日	事務用消耗品	内訳レシート参照		8,200	領収書裏面
4	8月12日	プリンタ インク	2,800	2	5,600	領収書裏面
5					0	
6					0	
7					0	
8					0	
9					0	
10					0	
11					0	
12					0	
13					0	
14					0	
15					0	
合 計					61,800	

※ 領収書を添付すること

第80回(第81回冬季)国民スポーツ大会近畿ブロック大会

印刷製本費 支出明細

競技名	〇〇〇〇競技
-----	--------

NO	月 日	品 名	単 価	数 量	金 額	備 考
1	8月3日	競技別プログラム	350	180	63,000	領収書 裏面 請書
2					0	
3					0	
4					0	
5					0	
合 計					63,000	

※ 領収書を添付すること

※ 20万円以上(税込)は契約書の写し、20万円未満は請書の写しを添付すること

第80回(第81回冬季)国民スポーツ大会近畿ブロック大会

通信運搬費 支出明細

競技名	〇〇〇〇競技
-----	--------

NO	月 日	品 名	単 価	数 量	金 額	備 考
1	7月25日	通信用切手	内訳 レシート参照		12,000	領収書 裏面
2					0	
3					0	
4					0	
5					0	
6					0	
7					0	
8					0	
9					0	
10					0	
合 計					12,000	

※ 領収書を添付すること

第80回(第81回冬季)国民スポーツ大会近畿ブロック大会

賃借料、会場使用料 支出明細

競技名	〇〇〇〇競技
-----	--------

賃借料

NO	月 日	品 名	単 価	数 量	金 額	備 考
1	8月22日	テント借り上げ	5,000	1	5,000	領収書 裏面
2					0	
3					0	
4					0	
5					0	
合 計					5,000	

会場費

NO	月 日	利 用 施 設 名	金 額	備 考
1	8/15.16	〇〇市立〇〇〇総合体育館	130,000	領収書、利用明細
2				
3				
4				
5				
合 計			130,000	

※ 領収書を添付すること

※ 賃借料については、20万円以上(税込)は契約書の写し、20万円未満は請書の写しを添付すること

第80回(第81回冬季)国民スポーツ大会近畿ブロック大会

そ の 他 支 出 明 細

競技名	〇〇〇〇競技
-----	--------

NO	月 日	品 名	単 価	数 量	金 額	備 考
1	対象経費 なし					
2					0	
3					0	
4					0	
5					0	
6					0	
7					0	
8					0	
9					0	
10					0	
11					0	
12					0	
13					0	
14					0	
15					0	
合 計					0	

※ 領収書を添付すること

請 求 書

第80回(第81回冬季)国民スポーツ大会近畿ブロック大会滋賀県実行委員会

様

金 額	20,000 円								
但し 第80回(第81回冬季)国民スポーツ大会近畿ブロック大会医師謝金 として									
【近畿ブロック大会〇〇〇〇競技】									
2025年6月28日 計1回									
(1) 謝金									
<単価>	<回数>								
20,000 円 ×	1 回 ×								
= 20,000 円									
合計 20,000 円									
<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2" style="border-top: 1px solid black; padding: 5px;">所得税源泉徴収計算</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">謝金合計</td> <td style="text-align: right; padding: 5px;">20,000 円</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">源泉所得税(10.21%)</td> <td style="text-align: right; padding: 5px;">2,042 円</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px; border-top: 1px solid black;">差引支払額</td> <td style="text-align: right; padding: 5px; border-top: 1px solid black;">17,958 円</td> </tr> </table>		所得税源泉徴収計算		謝金合計	20,000 円	源泉所得税(10.21%)	2,042 円	差引支払額	17,958 円
所得税源泉徴収計算									
謝金合計	20,000 円								
源泉所得税(10.21%)	2,042 円								
差引支払額	17,958 円								
<p>上記金額を請求します。</p> <p>令和 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">〒</p> <p style="text-align: center;">住所 _____</p> <p style="text-align: right; margin-top: 20px;">氏名 _____ 印</p> <p style="text-align: right; margin-top: 10px;">第80回(第81回冬季)国民スポーツ大会 近畿ブロック大会滋賀県実行委員会 様</p> <p style="text-align: right; margin-top: 10px;">口座 番号</p> <p style="text-align: right; margin-top: 10px;">普通預金</p> <p style="text-align: right; margin-top: 10px;">銀行 支店</p> <p style="text-align: right; margin-top: 10px;">フリガナ 口座名義 _____</p>									

契 約 書

第 80 回（第 81 回冬季）国民スポーツ大会近畿ブロック大会実行委員会（以下「甲」という。）は、（業者名）（以下「乙」という。）との間に第 1 条に規定する請負業務について下記のとおり請負契約を締結する。

記

- 第1条 乙が甲から請負印刷製本して納入する物品の品名及び数量は次のとおりとする。
品 名 第 80 回（第 81 回冬季）国民スポーツ大会近畿ブロック大会競技別プログラム
数 量 （印刷部数）部
- 第2条 乙は前条に規定する物品を印刷、製本するものとする。
- 第3条 この請負金額は（税込金額）円（消費税含）とする。
2. 前項の内訳は、制作費（印刷製本費等）とする。
3. 甲の指示により作成部数や仕様等に変更が生じた場合は、乙は再度見積書を甲に提出の上、甲の許可を得るものとする。
- 第4条 乙は、第 1 条に規定する請負業務を甲が指定する期日までに実施するものとする。完了に当たっては、甲の指定する係員の検査を受けるものとし、合格した時に完了したものとする。
- 第5条 乙は前条に規定する検査の結果、不合格があったとき、甲は乙へ請負業務のやりなおしをさせることができる。この場合においての検査の完了は、前条の規定を準用する。
2. 前項の規定により生ずる一切の費用は乙の負担とする。
- 第6条 本業務の履行に際して作成された成果物に含まれる著作権は、甲に帰属するものとする。
- 第7条 甲は、第 3 条の規定により請負業務が完了した後において乙から適法な支払請求書を受理したときは、その日から起算して 60 日以内に乙に対し支払うものとする。
- 第8条 乙は天災その他止むを得ないと認められる理由により、期限または期間内に請負業務を完了することができないときは、その事由を詳記して期間延長の願い出をすることができる。この場合において、甲はその願い出を相当と認めたときはこれを承認することができる。
- 第9条 乙が次の各号の一つに該当する場合において、甲は本契約を解除することができるものとする。
1. 乙が本契約の履行の見込みがないと甲が認めたとき。
2. 契約履行の着手が著しく遅延したとき。
3. 乙から契約解除の申し立てがあったとき。
4. 支払停止、破産または民事再生手続き、その他信用を喪失したと認められるべき事由が発生したとき。
5. 自己又は自社の役員が、次の各号のいずれかに該当する者であることが判明したとき、又は次の各号に掲げるものが、その経営に実質的に関与していることが判明したとき。
ア) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
イ) 暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
ウ) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどした者
エ) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持・運営に協力し、又は関与している者
オ) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
カ) 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が上記アからオまでのいずれかに該当することを知らず、当該者と契約を締結した者
6. 前項の規定によりこの契約が解除された場合は、乙は、違約金として契約金額の 100 分の 10 に相当する金額を甲に支払うものとする。
- 第10条 前条により契約を解除した場合、乙の受けた損害に対し、甲は一切その責を負わないものとする。
- 第11条 この契約については甲と乙の問題を生じたときは、両者誠意をもって解決にあたるものとする。
- 第12条 この契約書に規定していない事項については、必要に応じて甲・乙協議のうえ、定めるものとする。

上記契約の締結の証とするため、この契約書壹通を作成し記名押印のうえ、甲が本書を保有し乙が写しを保有するものとする。

令和 年 月 日

甲 滋賀県〇〇〇〇（住所）
滋賀県〇〇〇〇協会（連盟）
会長 〇〇 〇〇 印
乙 依頼業者住所
会社名 印
代表者名 印

契 約 書

(競技団体名) (以下「甲」という。) は、(業者名) (以下「乙」という。) との間に第1条に規定する請負業務について下記のとおり請負契約を締結する。

記

- 第1条 甲が乙から貸出を受ける物品の品名及び数量は次のとおりとする。
品 名 第80回(第81回冬季)国民スポーツ大会近畿ブロック大会(競技会場に配備する貸出し物品)
数 量 (必要数)
- 第2条 乙は前条に規定する物品を甲の指定する場所および期間にて貸し出すものとする。
- 第3条 この請負金額は(税込金額)円(消費税含)とする。
2. 前項の内訳は、別紙見積書のとおりとする。
3. 甲の指示により貸出条件等に変更が生じた場合は、乙は再度見積書を甲に提出の上、甲の許可を得るものとする。
- 第4条 乙は、第1条に規定する請負業務を甲が指定する場所および期間にて実施するものとする。納品の際には甲の指定する者の検査を受けるものとし、合格した時に貸出を開始したものとする。貸出期間が終了した時には、甲が乙の指定する方法により乙へ返却することによりこの貸出業務は完了したものとする。
- 第5条 前条に規定する検査の結果、不合格があった場合には、甲は乙へ貸出物品の取替えをさせることができる。この場合においての検査の完了は、前条の規定を準用する。
2. 前項の規定により生ずる一切の費用は乙の負担とする。
- 第6条 甲は、第4条の規定により貸出業務が完了した後において乙から適法な支払請求書を受領したときは、その日から起算して60日以内に乙に対し支払うものとする。
- 第7条 乙は天災その他止むを得ないと認められる理由により、この貸出業務を履行することができないときは、その事由を詳記して代替の対応の願い出をすることができる。この場合において、甲はその願い出を相当と認めたときはこれを承認することができる。
- 第8条 乙が次の各号の一つに該当する場合において、甲は本契約を解除することができるものとする。
1. 乙が本契約の履行の見込みがないと甲が認めたとき。
2. 契約履行の着手が著しく遅延したとき。
3. 乙から契約解除の申し立てがあったとき。
4. 支払停止、破産または民事再生手続き、その他信用を喪失したと認められるべき事由が発生したとき。
5. 甲は、乙が、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、この契約を解除することができる。
(ア) 役員等(法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員と同等の責任を有する者、個人にあってはその者及び支配人並びに支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。)が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であると認められるとき。
(イ) 暴力団(暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
(ウ) 役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用していると認められるとき。
(エ) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
(オ) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
(カ) この契約に係る下請契約又は資材、原材料の購入契約等の契約(以下「下請契約等」という。)に当たって、その相手方が第1号から第5号までのいずれかに該当することを知らず、当該者と契約を締結したと認められるとき。
(キ) この契約に係る下請契約等に当たって、第1号から第5号までのいずれかに該当する者をその相手方としていた場合(第6号に該当する場合を除く。)において、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。
(ク) この契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員から不当介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を甲に報告せず、又は警察に届け出なかったとき。
6. 前項の規定によりこの契約が解除された場合は、乙は、違約金として契約金額の100分の10に相当する金額を甲に支払うものとする。
- 第9条 前条により契約を解除した場合、乙の受けた損害に対し、甲は一切その責を負わないものとする。
- 第10条 この契約については甲と乙の問題を生じたときは、両者誠意をもって解決にあたるものとする。
- 第11条 この契約書に規定していない事項については、必要に応じて甲・乙協議のうえ、定めるものとする。

上記契約の締結の証とするため、この契約書老通を作成し記名押印のうえ、甲が本書を保有し乙が写しを保有するものとする。

令和 年 月 日

甲 滋賀県大津市〇〇〇〇
滋賀県□□□□協会（連盟）
会長 〇〇 〇〇 印

乙 上記と同様



請 書

競技団体名 殿

1. 件 名 :
2. 金 額 :
3. 内 容 :

下記条項を遵守して上記の手配をお請けします

- (1) この請求によって生ずる権利及び義務は、これを第三者に譲渡し、または継承しないこと。
- (2) 第一項記載事項を履行しないときは、解約または損害賠償等の責めを受くるも異議ありません。

令和 年 月 日

住 所

会社名

代表者 _____

医療救護要領

1 医療救護要領

- (1) 各競技会場にて、救護担当者（医師・看護師等）は競技開始前、競技中、競技後に傷病者が発生した場合、緊急の処置を行うとともに、必要に応じて救急車両を要請する。
- (2) 競技役員は、事故発生に関して救護担当者および大会本部と連絡を密にし、「救急医療体制」に基づき、早急に対応する。

2 救護体制

- (1) 救護所は、各競技会場に設置する。
- (2) 救護所には医師、看護師、救護係等を配置する。
- (3) 救護所には、A E Dおよび各競技団体の特性に応じた救急用品を準備する。各会場施設にA E Dが設置されている場合は設置場所をあらかじめ確認し、大会役員等に周知徹底しておく。
また、熱中症対策として、十分な水・氷等を準備するとともに、熱中症が疑われる傷病者への対応について、関係者で事前に打ち合わせを行っておく。

3 事故発生時の救急医療体制

事故発生時には、救護担当者及び各競技大会責任者が現場に急行し状況を把握のうえ、必要に応じて救急車両を要請する。事故の内容については、大会本部（実行委員会事務局）へ報告する。

4 医療救護関係者の留意事項

- (1) 傷病者の状況を記録し、関係者からの問合せに支障の無いよう配慮する。
- (2) 医療機関に搬送した傷病者については、その後の症状経過を把握するよう努める。
- (3) 傷病者のプライバシーの保護に努める。

5 事後処理について

事後処理については、「国民スポーツ大会参加者傷害報償制度」を利用する。